

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年11月19日提出
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ラップ・アプローチ（安定コース） ラップ・アプローチ（安定成長コース） ラップ・アプローチ（成長コース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2024年7月18日から2025年1月17日まで) ラップ・アプローチ（安定コース） 5,000億円を上限とします。 ラップ・アプローチ（安定成長コース） 5,000億円を上限とします。 ラップ・アプローチ（成長コース） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年7月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することに伴い関係情報の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

2024年 7月18日から2025年 1月17日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

<訂正後>

2024年 7月18日から2025年 1月17日まで[※]

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

※信託終了（繰上償還）の予定について

各ファンドにつきましては、2025年1月9日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2024年12月18日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1.繰上償還の理由

各ファンドの主要投資対象である投資信託証券のうち、「GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から「GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の残高の減少により、株式での運用を停止した旨の連絡を受けました。その結果、各ファンドの本来の運用方針を維持することが困難になったため、信託終了（繰上償還）の手続きを実施するものです。

2.繰上償還の手続きおよび日程

<u>議決権口数の確定</u>	<u>2024年11月20日</u>
<u>書面による議決権の行使期間</u>	<u>2024年11月20日から2024年12月16日まで</u>
<u>書面による決議の日</u>	<u>2024年12月17日</u>
<u>信託終了（繰上償還）予定日</u>	<u>2025年1月9日</u>

○この書面による決議は、2024年11月20日現在で各ファンドを保有している受益者を対象とします。したがって、2024年11月19日以降に各ファンドをお申込みされた受益者につきましては、議決権を行使することはできません。

○本決議はファンドごとに、2024年11月20日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。本決議が否決された場合は、本手続きによる繰上償還を行いません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（ 略 ）

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

※2024年11月5日以降は原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（ 略 ）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（ 略 ）

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

※2024年11月5日以降は原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（ 略 ）

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2015年4月27日から2035年4月18日までとします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。
また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

<訂正後>

信託期間は、2015年4月27日から2035年4月18日までとします。[※]
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。
また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

※信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2025年1月9日までとなります。